厚生労働省
埼玉労働局

Press Release

埼玉労働局発表
令和８年 11 月 11 日(水)

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
（電話番号）048-600-6206

報道関係者　各位

死亡労働災害多発特別注意報を発令
～死亡労働災害が増加しています～

埼玉労働局(局長　田平浩二(たびらこうじ))は、埼玉県内における死亡労働災害が令和８年 10 月末現在で、前年同期比で 3 人増加となり、前年年間の 24 人に迫ったこと、埼玉第 14 次労働災害防止計画の目標達成が難しくなってきたことから「**死亡労働災害多発特別注意報**」を発令し、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ることとしました。

埼玉労働局は死亡労働災害減少に向けて、県内各労働基準監督署と連携し、災害防止の徹底を図るほか、各関係団体等の事業者に対し、死亡災害撲滅を働きかけてまいります。

1　発令期間
令和８年 11 月 11 日（水）から令和９年１月 15 日（金）

2　期間中に特に徹底すること
（１）墜落・転落災害の防止
高所作業時の墜落防止設備の点検
墜落制止用器具の確実な使用
脚立やはしごの適正使用
保護帽の着用
（２）交通災害の防止
過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保する。
交通安全教育を実施する。
必要に応じて誘導者を配置する等作業区域への立入禁止を徹底する。
（３）フォークリフトによる災害防止
フォークの下に立ち入らないことを徹底する。
主たる用途以外の使用をしないよう教育を行い徹底する。
有資格者に運転させる。
（４）高年齢労働者の労働災害防止
高年齢者の労働災害防止のための指針の取組を行う。

【資料】

別紙１　死亡労働災害多発特別注意報

別紙２　死亡労働災害多発特別注意報リーフレット

死亡労働災害多発特別注意報

令和８年 11 月 11 日
埼玉労働局

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和８年 10 月末日現在で 22 人と前年同期と比較して３人の増加となっております。中でも「墜落・転落災害」は令和７年１年間で４人だったところ、令和８年 10 月末日現在で８人と現時点で倍増となっています。また、被災者の 54.5%が 60 歳以上と高年齢者の災害が多くなっております。

このまま死亡災害が発生し続けると、前年の年間 24 人を超え、前々年の年間 33 人に迫ることが懸念されます。

このような状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発特別注意報」を発令し、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

１　発令期間
令和８年 11 月 11 日（水）から令和９年１月 15 日（金）

２　期間中に特に徹底すること

（１）墜落・転落災害の防止
高所作業時の墜落防止設備の点検
墜落制止用器具の確実な使用
脚立やはしごの適正使用
保護帽の着用

（２）交通災害の防止
過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。
交通安全教育を実施すること。
必要に応じて誘導者を配置する等作業区域への立入禁止を徹底すること。

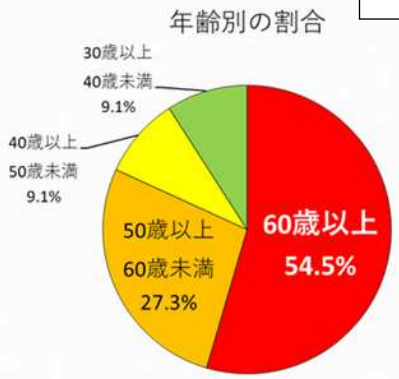
（３）フォークリフトによる労働災害防止
フォークの下に立ち入らないことを徹底すること。
主たる用途以外の使用をしないよう教育を行い徹底すること。
有資格者に運転させること。

（４）高年齢労働者の労働災害防止
高年齢者の労働災害防止のための指針の取組を行うこと。

死亡労働災害多発特別注意報

別紙２

令和8年は、既に22人が死亡しており、前年同期と比較して3人（15.8%）増加しています（10月末現在の速報値）。
事故の型別では「交通事故」（9人、前年同期比4人増加）と「墜落、転落」（8人、前年同期比5人増加）の2種で全体の約8割を占めています。





埼玉労働局の転倒労働災害
防止キャラクター「転倒防じい」

死亡災害の主な発生状況

墜落・転落災害が多発

- 屋根点検中の墜落
- 足場や脚立からの墜落
- トラック荷台からの転落
- フォークリフト上のパレットからの墜落



交通労働災害が多発

- トラックの追突事故
- 業務中の交通事故
- 荷役・交通誘導作業中の事故



フォークリフト災害

- フォークと床面にはさまれる事故
- パレットを作業床代わりに使用した事故



高年齢労働者の災害

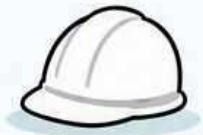
- 死亡災害は60歳以上の労働者に多く発生
- 身体機能の変化を考慮した安全対策が重要



重点注意事項

墜落・転落防止

- 墜落防止措置の徹底
- 荷台やパレットを作業床代わりにしない
- 保護具の確実な着用



交通災害防止

- 安全確認の徹底
- 余裕のある運行計画
- 運転前の体調確認



荷役・フォークリフト作業の安全確保

- 荷の落下防止
- フォークリフトの下に立ち入らない
- 誘導者との連携
- 作業手順の遵守



高年齢労働者の災害防止

- 通路の整理整頓
- 段差の解消
- 十分な照度の確保
- 身体機能に応じた作業配置



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

交通労働災害を防止ずるために

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

高年齢者の労働災害防止のための対策

みんなで守ろう 職場の安全 なくそう死亡災害

埼玉労働局・労働基準監督署

（令和８年１１月作成）

令和8年　死亡災害発生事例

（令和8年10月末日集計　※「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く。）　　埼玉労働局

番号	発生月	発生時間帯	業　種	被災者年齢層	災　害　発　生　の　あ　ら　ま　し	事故の型	起因物
1	1月	7時	製造業（その他）	65～69歳	トラックの後方付近で出血した被災者が倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落、転落	トラック
2	2月	13時	陸上貨物運送事業	55～59歳	高速道路における計5台のトラック等による多重追突事故により、トラックの運転者が死亡した。	交通事故	トラック
3	2月	13時	建設業（土木）	60～64歳	横断歩道の塗替え作業に従事していた被災者が横断歩道を歩行していたところ、交差点を右折してきたパッカー車にひかれ、その後死亡した。	交通事故	トラック
4	2月	10時	建設業（その他）	65～69歳	高さ約2メートルの脚立上で作業していた被災者が墜落し、その後死亡した。	墜落、転落	脚立
5	2月	15時	建設業（その他）	60～64歳	道路上に停車した高所作業車の付近で作業していた被災者が、走行してきた軽乗用車と高所作業車にはさまれ、その後死亡した。	交通事故	乗用車、バス、バイク
6	3月	19時	製造業（非鉄金属）	50～54歳	フォークリフトのフォークを上昇させ、その下方でフォークリフトの清掃等を行っていた被災者が、下降したフォークと床面との間にはさまれ、その後死亡した。	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト
7	3月	8時	小売業	55～59歳	おがくずをトラックに積み込む作業を行っていたトラックの運転者が、おがくずに埋もれているところを発見され、その後死亡が確認された。	崩壊、倒壊	その他の材料
8	3月	11時	製造業（一般機械器具）	65～69歳	自転車の運転中、交差点で軽自動車と衝突し、その後死亡した。	交通事故	人力運搬機
9	4月	21時	建設業（その他）	50～54歳	宿泊施設に宿泊していた被災者が当該施設の前の路上で倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落、転落	分類不能
10	5月	2時	新聞販売業	75～79歳	バイクの運転中、交差点でトラックに衝突され、その後死亡が確認された。	交通事故	トラック
11	6月	14時	社会福祉施設	60～64歳	介護保険の利用者の自宅において、介護支援専門員である被災者が利用者の家族に刃物で切られ、その後、死亡が確認された。	その他	起因物なし
12	6月	13時	建設業（建築）	70～74歳	移動式足場の作業床の上で塗装作業を行っていた被災者が当該足場付近で倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落、転落	足場
13	6月	12時	商業	70～74歳	トラックの荷台に積まれた荷を別のトラックの荷台に積み替えていた被災者がトラックの後方付近で倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落、転落	トラック
14	6月	4時	新聞販売業	30～34歳	原動機付自転車を運転中、交差点で乗用車と衝突し、その後死亡した。	交通事故	乗用車、バス、バイク
15	6月	15時	建設業（木造建築）	85～89歳	フォークリフトで上昇させたパレットの上に上って物置の修理を行っていた被災者が墜落し、その後死亡した。	墜落、転落	フォークリフト
16	7月	22時	陸上貨物運送事業	50～54歳	被災者が運転するトラックが走行中の別のトラック等に衝突し、その後死亡が確認された。	交通事故	トラック
17	7月	11時	警備業	60～64歳	建設工事現場において交通誘導業務を行っていた被災者が体調不良を訴えた後、倒れているところを発見され、その後死亡が確認された。	高温・低温の物との接触	高温・低温環境
18	8月	11時	建設業（木造建築）	60～64歳	太陽光パネルを点検するため、屋根上に上がっていたところ、スレート屋根が破損して墜落し、その後死亡した。	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌
19	9月	21時	建設業（土木）	45～49歳	橋りょうの補修工事のため、交通規制された高速道路の走行車線上にいた被災者2名が乗用車にはねられ、その後死亡が確認された。	交通事故	乗用車、バス、バイク
20			警備業	40～44歳			
21	10月	14時	建設業（その他）	55～59歳	電気工事現場において高圧受電設備の内部で作業を行っていた被災者が感電し、その後死亡した。	感電	電力設備
22	10月	8時	建設業（その他）	30～34歳	車両用信号の位置を変更するため、信号柱上にいた被災者が墜落し、その後死亡した。	墜落、転落	その他の電気設備